

新型コロナウイルスによる感染症対策に関する提言

令和2年2月6日
自由民主党政務調査会

新型コロナウイルスについては、世界保健機関（WHO）において、「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態（PHEIC）」に該当する旨の宣言が出され、国際的な脅威となっている。わが国においても、既に二桁にのぼる患者が確認され、感染の拡大が加速していると考えられる。

さらに、武漢等への滞在歴や患者との接触歴のない患者が国内で確認されたり、症状のない方からウイルス検査で陽性結果が出たりするなど、感染の様式についても、新たな局面に移っていくことが想定される。

そうした中、政府は2月1日、14日以内に湖北省滞在歴がある外国人及び湖北省において発行された旅券を所持する外国人の日本入国を拒否することとした。

こうした状況を踏まえ、党としては、感染症対策全般、法制、経済への影響、国際協力体制等について、議論を重ねてきたところであるが、今後の事態のさらなる変化も見据えつつ、下記の対策を政府において検討し、緊急度に応じて順次、早急に具体化していくことを求めるものである。その際には、地方公共団体と情報共有を図り、連携して対策に取り組むことを求める。また、新型コロナウイルスによる感染症対策に関わる方々の安全確保や健康管理にも十分に配慮することが必要である。

記

1. 水際対策の徹底

- 新型コロナウイルスの感染が新たな局面に入っていることを踏まえ、入国管理政策と連携を図りつつ、中国からの航空便等に対する検疫や健康監視（水際対策）の更なる体制強化を図ること。その際、今後の状況の変化に対応し、高リスク地域については、現在湖北省について入管法5条に基づき実施されている措置の迅速かつ機動的運用に取り組むこと。

2. 国内の医療提供体制の整備

- 新型コロナウイルス感染症の疑いがある方を診療体制の整った医療機関に確実につなぎ、感染のまん延を防止するため、新型インフルエンザの時に設置した発熱外来のような仕組み（住民が感染の疑い例等について相談する専門センターを設置し、必要な医療機関につなぐ仕組み）を各都道府県におい

て着実に整備すること。また、医療用マスク、防護服、消毒薬等が不足している状況を踏まえ、その確保を支援すること。

3. 検査体制の整備と検査キットの開発

- 現在国立感染症研究所と地方衛生研究所のみで実施されている PCR 検査について、民間も活用して検査のキャパシティを拡充し、医療機関を受診した患者が必要に応じて検査を受けられる体制の確保を図るとともに、より迅速に検査ができる検査キットの開発に向けた官民一体での取組みを早急に推進すること。

4. 帰国された方々や在日中国人の方々への対応、希望者の全員帰国

- 今回の政府チャーター便で帰国された方々や春節の休暇を終えて帰日等される在日中国人の方々が、不当な差別や不利益を受けることのないよう、国民の皆様には正確かつ丁寧な説明を行い、プライバシーの保護に十分に配慮すること。
- 特に、チャーター便で帰国された方々は、帰国後も自宅に戻る前に施設での滞在を余儀なくされ、心身ともに疲弊していると考えられることから、十分な配慮を行うこと。
- さらに、現在も武漢等にいる邦人で日本への帰国を希望する方全員が帰国できるよう全力で取り組むこと。

5. ワクチンや治療薬の開発促進等

- 研究開発予算を柔軟に配分するとともに、国際連携を図り、新型コロナウイルスのワクチンや治療薬の研究開発を果敢に進めること。あわせて、国内におけるワクチンや治療薬の製造体制の強化を図ること。

6. 感染予防、迅速かつ的確な情報提供、リスクコミュニケーションの徹底

- 新型コロナウイルスに関する情報や予防方法（せきエチケット、手洗い等）など、正確な情報を迅速に発信するとともに、コールセンターを拡充するなど国民の個別の不安にも丁寧に対応すること。また、マスクや消毒薬の確保に向け、取組みを進めること。

7. 旅館等中小企業対策

- キャンセルが相次いでいる旅館等の観光業をはじめ、特に中小企業への経済的影響を十分に考慮し、日本政策金融公庫等による中小企業向けの緊急の資金繰り対策や令和元年度補正予算で措置された中小企業生産性革命推進事

業の活用によるサプライチェーン対策等に機動的に取り組むとともに、風評被害対策に全力を挙げる。また、今回武漢等から帰国した邦人の方々の一時受入れに協力いただいた民間企業等に対し、その貢献を認め謝意を込め、必要な対応をとることを検討すること。

8. 感染症対策の政府内の体制整備

- 国際的な脅威となり得る感染症については、世界各地の感染症発生動向を監視し、迅速に情報を入手するとともに、専門家によるリスク評価を早急に実施できる体制の整備を検討すること。

- 国際的な脅威となり得る感染症への対応を将来にわたって一層万全なものとするため、現在、内閣官房副長官補の元に置かれている感染症対策に関わる部局を統合・格上げし、国際的な感染症発生動向の監視・情報収集、専門家による適時適切なリスク評価、各省庁への迅速・的確な指揮命令ができる新たな体制を整備すること。

9. 感染症対策の強化

- 新型コロナウイルスに関する科学的知見や感染に関する事態の推移を見極め、必要に応じて、感染症法等に基づく感染症対策の見直しなど、水際対策等のさらなる強化を検討すること。

10. 国際連携のさらなる強化

- 感染症の国際的な伝播に対応し、正確な情報を把握するなど、各国・地域と協調して効果的な感染症対策をとることができるよう、国際連携をさらに強化すること。また、中国へ国際的な調査団を派遣すべく、国際社会と協力して働きかけること。

(以上)